

日本国内閣府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国科学・イノベーション・技術省との間の量子科学技術に関する協力覚書

序文

日本国内閣府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の科学・イノベーション・技術省（DSIT）（以下、いずれかの当事者を「一方」、両当事者を「双方」という）は、

日本と英国がいずれも量子科学技術の分野における先進国であり、学術・産業・政府間の広範な連携を通じて、強固かつ多様な科学技術・イノベーション関係を有していることを認識し、

1994年6月に署名された「日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の科学技術協力に関する協定（以下、「本協定」）」および、2023年5月に発表された「強化された日英のグローバルな戦略的パートナーシップに関する広島アコード（以下、「広島アコード」）」を再確認する。広島アコードは、科学技術およびイノベーションの推進を通じて、経済的繁栄と安全保障を共に実現するために、両国が戦略的優位性を維持することの重要性を強調しており、特に量子技術などの重要技術分野における更なる連携が求められている。

また、本協定に基づき設置された「日英科学技術協力合同委員会」において、科学技術政策に関する見解交換を行い、本協定の実効的な運用および協力活動・成果のレビューがなされていることを想起し、

量子科学技術が、世界最先端のスーパーコンピュータでも解決できない課題を可能にする量子コンピューティングや、グリーントランジション、物流、ライフサイエンス、医療研究などの分野に革新をもたらす量子センシングといった、変革的な技術開発につながる可能性を有することを認識し、

透明性、説明責任、民主的価値観といった共通の原則に基づく志を同じくするパートナー同士の協力が、公正な研究環境の確保と、双方の専門知の結集に不可欠であることを認識し、

今後数年間が新興量子産業にとって極めて重要であり、双方が研究開発、商業化、量子分野の成長を加速する取組を支援し、信頼できる国際的なエコシステムおよびサプライチェーンの構築を目指す意思を有することを認識する。

第1条：協力分野

以上を踏まえ、日本国内閣府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の科学・イノベーション・技術省は、以下の分野における協力を追求することに合意する。

- **研究・イノベーション対話**：基礎研究から応用研究・イノベーションに至るあらゆる段階において、量子コンピューティング、ネットワークキング、センシング等を含む学術研究連携のベストプラクティスの共有と将来機会の特定を目的として、研究機関・研究ハブを通じた対話を促進する。
- **学術・産業界の交流と資金機会**：両国の学術界および産業界の交流を促進し、例えば視察団派遣などにより協力可能性の特定を支援する。
- **教育・人材交流・スキル育成**：研究者レベルおよび技能者レベルにおける教育・交流機会を探索し、量子エコシステムの発展に必要な人材基盤の構築を図る。
- **安全保障政策対話**：量子技術が社会レジリエンス、国家安全保障、経済安全保障に与える影響を認識し、政策対話を行う。
- **標準化およびガバナンス**：責任ある量子技術の利用、信頼ある国際研究コミュニティの形成、標準化等に関するガバナンス政策課題について、二国間および多国間の継続的な議論を促進する。
- **インフラ、試験設備、共同ミッション**：ユースケース開発、技術実証、検証、成熟化に向けた研究を強化するため、研究インフラや試験施設の共有利用の可能性を検討する。

- ・ **商業化、ユースケース、スケールアップ**：ユースケース開発、実証プロジェクト等を通じて有望なイノベーションを促進し、量子技術の商業化と実用的市場ソリューションの展開を加速する。
- ・ **民間資金、産業界、機関投資家**：業界コンソーシアムやベンチャーキャピタルファンドとの連携を通じ、量子分野への民間投資の促進を図る。

第2条：開始、期間、変更、終了

2.1 本協力覚書（Memorandum of Cooperation）は法的拘束力を持たず、国内法・国際法上の権利義務を発生させるものではない。また、双方が新たに特定する協力分野を妨げるものではない。

2.2 本協力覚書は、双方による署名の日から開始される。いずれか一方は、本覚書を終了させる意図を、3 か月前までに書面で通知することにより、本覚書を終了させることができる。

2.3 本協力覚書は、双方の書面による合意に基づき、いつでも変更することができる。変更は、双方が合意した日付に発効し、本協力覚書の不可分の一部を構成する。

2.4 本協力覚書の終了は、双方が別途合意しない限り、進行中の協力活動には影響を及ぼさない。

2025 年 4 月 28 日のこの日、英国ロンドンにて原本 2 通とともに署名。

日本国内閣府を代表して
城内 実
内閣府特命担当大臣
（科学技術政策）

英国政府を代表して
パトリック・バランス
科学・研究・イノベーション
担当閣外大臣